

第68号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 28 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,105,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		5,001	211	5,212
	1 繰越金	5,001	211	5,212
歳入合計		9,104,989	211	9,105,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		546	211	757
	1 前期高齢者納付金等	546	211	757
歳出合計		9,104,989	211	9,105,200

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第11款 繰越金 (補正額 211 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	5,001	211	5,212		
	2 その他繰越金	5,000	211	5,211		
					1 その他繰越金	211
	計	5,001	211	5,212		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	211 211

第11款 繰 越 金

第69号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,096,692千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,842,906	△1,926	1,840,980
	1 他会計繰入金	1,842,906	△1,926	1,840,980
歳入合計		2,098,618	△1,926	2,096,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		131,666	△1,926	129,740
	1 総務管理費	131,666	△1,926	129,740
歳出合計		2,098,618	△1,926	2,096,692

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 $\Delta 1,926$ 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,842,906	$\Delta 1,926$	1,840,980		
	1 一般会計繰入金	1,842,906	$\Delta 1,926$	1,840,980		
					1 一般会計繰入金	$\Delta 1,926$
	計	1,842,906	$\Delta 1,926$	1,840,980		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	△1,926 △1,926

第4款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	16	55,532	44,952	100,484
補 正 前	16	56,778	44,073	100,851
比 較	0	△1,246	879	△367

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
		補 正 後	1,692	8,895	1,689	1,180	0
補 正 前	1,692	8,995	1,762	1,180	0	2,849	
比 較	0	△100	△73	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△1,246	その他の減分	△ 1,246	職員配置等による減分	△ 1,268
				新陳代謝等による増分	22
職 員 手 当	879	給与改定に伴う増分	579	給与改定に伴う増分	579
				その他の増分	300
				新陳代謝等による増分	1,225

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
19,085	119,569	
20,644	121,495	
△1,559	△1,926	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	26,208	1,284	1,155	0	0
0	0	25,156	1,284	1,155	0	0
0	0	1,052	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 10px;"> 期末勤勉手当 支給率の増 </div>	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成28年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	295,188	—
	平均給与月額 (円)	377,374	—
	平均年齢	37歳6月	—
平成27年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	289,456	—
	平均給与月額 (円)	373,412	—
	平均年齢	35歳6月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I 類	改正後	181,200	—	182,700	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
II 類	改正後	156,100	—	178,200	—
	改正前	156,100	—	176,700	—
III 類	改正後	144,600	142,000	146,100	143,500
	改正前	144,600	142,000	144,600	142,000

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	3	18.75	3級	0	—
		2級	3	18.75	2級	0	—
		1級	8	50.0	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—
平成27年11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	3	18.75	3級	0	—
		2級	3	18.75	2級	0	—
		1級	8	50.0	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長・ 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	1	1	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	10	10	0
		5号給 (人)	3	3	0
		6号給 (人)	0	0	0
比 率 (B) / (A) (%)	93.3	93.3	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	10	10	0
		5号給 (人)	3	3	0
		6号給 (人)	2	2	0
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	2.05	2.35	4.40	有	—
	改正前	2.05	2.25			
国	改正後	2.025	2.275	4.30	有	—
	改正前	2.025	2.175			

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成28年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)

キ 地域手当（平成28年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	16
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（平成28年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	13,500	13,000
		欠配第一子	13,500	11,000
		上記以外の者	6,000	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし	
		市の場合	国の場合
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000
		15,000	
通勤手当	異なる	改定なし	
		市の場合	国の場合
		交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000

第70号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,767,593千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		484,574	△1,563	483,011
	1 他会計繰入金	484,574	△1,563	483,011
歳入合計		2,769,156	△1,563	2,767,593

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		671,607	△1,563	670,044
	1 総務管理費	671,607	△1,563	670,044
歳出合計		2,769,156	△1,563	2,767,593

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 5 款 繰 入 金 (補正額 $\Delta 1,563$ 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	484,574	$\Delta 1,563$	483,011		
	1 一般会計繰入金	484,574	$\Delta 1,563$	483,011		
					1 一般会計繰入金	$\Delta 1,563$
	計	484,574	$\Delta 1,563$	483,011		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 一般会計繰入金	△1,563 △1,563

第5款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	11	40,243	31,026	71,269
補 正 前	11	41,398	30,591	71,989
比 較	0	△1,155	435	△720

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,548	6,362	881	907	15	1,098
	補 正 前	1,548	6,534	881	907	15	1,098
	比 較	0	△172	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	△1,155	その他の減分	△ 1,155	新陳代謝等による減分 △ 1,155
職 員 手 当	435	給与改定に伴う増分	409	給与改定に伴う増分 409
		その他の増分	26	新陳代謝等による増分 26

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
13,437	84,706	
14,280	86,269	
△843	△1,563	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	18,235	900	1,080	0	0
0	0	17,784	744	1,080	0	0
0	0	451	156	0	0	0

(単位 千円)

備	考
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 期末勤勉手当 支給率の増 </div>	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
平成28年11月1日 現在	平均給料月額(円)	304,273	—
	平均給与月額(円)	409,143	—
	平均年齢	40歳3月	—
平成27年11月1日 現在	平均給料月額(円)	307,836	—
	平均給与月額(円)	407,686	—
	平均年齢	40歳10月	—

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I 類	改正後	181,200	—	182,700	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
II 類	改正後	156,100	—	178,200	—
	改正前	156,100	—	176,700	—
III 類	改正後	144,600	142,000	146,100	143,500
	改正前	144,600	142,000	144,600	142,000

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年11月1日 現在	5級	0	0.0	—	—	—
	4級	1	9.1	4級	0	—
	3級	3	27.3	3級	0	—
	2級	2	18.2	2級	0	—
	1級	5	45.4	1級	0	—
	計	11	100.0	計	0	—
平成27年11月1日 現在	5級	0	0.0	—	—	—
	4級	1	9.1	4級	0	—
	3級	3	27.3	3級	0	—
	2級	2	18.2	2級	0	—
	1級	5	45.4	1級	0	—
	計	11	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長・ 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職員数 (A) (人)	11	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	7	0
		5号給 (人)	1	0
		6号給 (人)	1	0
比率 (B) / (A) (%)	90.9	—		
前 年 度	職員数 (A) (人)	10	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	7	0
		5号給 (人)	1	0
		6号給 (人)	0	0
比率 (B) / (A) (%)	80.0	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	2.05	2.35	4.40	有	—
	改正前	2.05	2.25			
国	改正後	2.025	2.275	4.30	有	—
	改正前	2.025	2.175			

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成28年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)

キ 地域手当（平成28年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する 比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率(%) (平成28年11月1日現在)	100.00
特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	下 水 管 <small>きよ</small> 渠 調 査 手 当

ケ その他の手当 (平成28年11月1日現在)

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="576 488 1425 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 488 1026 539">扶養等による区分</th> <th data-bbox="1026 488 1225 539">市の場合</th> <th data-bbox="1225 488 1425 539">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 539 1026 663">配偶者</td> <td data-bbox="1026 539 1225 663">13,500</td> <td data-bbox="1225 539 1425 663">13,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 663 1026 786">欠配第一子</td> <td data-bbox="1026 663 1225 786">13,500</td> <td data-bbox="1225 663 1425 786">11,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 786 1026 909">上記以外の者</td> <td data-bbox="1026 786 1225 909">6,000</td> <td data-bbox="1225 786 1425 909">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 909 1026 1010">満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td> <td data-bbox="1026 909 1225 1010">4,000</td> <td data-bbox="1225 909 1425 1010">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配偶者	13,500	13,000	欠配第一子	13,500	11,000	上記以外の者	6,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配偶者	13,500	13,000																	
欠配第一子	13,500	11,000																	
上記以外の者	6,000	6,500																	
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="576 1133 1422 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="576 1133 847 1189">市の場合</th> <th data-bbox="847 1133 1422 1189">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 1189 847 1615">当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td> <td data-bbox="847 1189 1007 1615">15,000</td> <td data-bbox="1007 1189 1422 1615">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																	
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="576 1709 1422 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 1709 999 1765">市の場合</th> <th data-bbox="999 1709 1422 1765">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 1765 999 1921">交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給</td> <td data-bbox="999 1765 1422 1921">交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給	交通機関利用者運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000																		

第71号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会に加入することに伴い、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第72号議案

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業及び稲城小田良土地区画整理事業に伴う27路線）

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城上平尾土地区画整理事業及び稲城小田良土地区画整理事業地内の道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業及び稲城小田良土地区画整理事業に伴う27路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道平尾2039号線	平尾1131番1地先	坂浜1079番地先
2	市道平尾2040号線	平尾1131番1地先	平尾1360番1地先
3	市道平尾2041号線	平尾1101番地先	平尾1178番口地先
4	市道平尾2042号線	平尾1104番地先	平尾1157番イ地先
5	市道平尾2043号線	平尾1106番イ地先	平尾1153番1地先
6	市道平尾2044号線	平尾1134番地先	平尾1136番地先
7	市道平尾2045号線	平尾1154番1地先	平尾1136番地先
8	市道平尾2046号線	平尾1152番イ地先	平尾1152番口地先
9	市道平尾2047号線	平尾1153番2地先	平尾1173番1地先
10	市道平尾2048号線	平尾1171番9地先	平尾1171番14地先
11	市道平尾2049号線	平尾1173番6地先	平尾1161番1地先
12	市道平尾2050号線	平尾1167番地先	平尾1173番1地先
13	市道平尾2051号線	平尾1280番地先	平尾1164番2地先
14	市道平尾2052号線	平尾513番1地先	平尾1211番10地先
15	市道平尾2053号線	平尾1271番1地先	平尾1280番地先

16	市道平尾2054号線	平尾1281番13地先	平尾1281番13地先
17	市道平尾2055号線	平尾1281番13地先	平尾1286番2地先
18	市道平尾2056号線	平尾1281番22地先	平尾1281番22地先
19	市道平尾2057号線	平尾1281番13地先	平尾1281番22地先
20	市道平尾2058号線	平尾1281番13地先	平尾1281番13地先
21	市道平尾2059号線	平尾1257番1地先	平尾1286番2地先
22	市道平尾2060号線	平尾1257番2地先	平尾1256番地先
23	市道平尾2061号線	平尾1138番地先	平尾1131番1地先
24	市道平尾2062号線	平尾1173番1地先	平尾1173番1地先
25	市道平尾2063号線	平尾1281番22地先	平尾1281番14地先
26	市道平尾2064号線	平尾1281番13地先	平尾1281番13地先
27	市道平尾2065号線	平尾1281番22地先	平尾1281番22地先

第73号議案

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業に伴う6路線）

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

南山東部土地区画整理事業地内の道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（南山東部土地区画整理事業に伴う6路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2066号線	東長沼2412番3地先	東長沼2412番1地先
2	市道東長沼2067号線	東長沼2412番6地先	東長沼2412番4地先
3	市道矢野口2068号線	矢野口3118番地先	矢野口3119番1地先
4	市道東長沼2069号線	東長沼2412番2地先	東長沼2412番9地先
5	市道東長沼2070号線	東長沼2433番地先	東長沼2419番地先
6	市道矢野口2071号線	矢野口3119番1地先	矢野口3119番1地先

第74号議案

稲城市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な経過地
市道1527号線	変更前	東長沼3109番地先	東長沼3114番3地先	—
	変更後	東長沼3109番地先	矢野口3118番地先	—

第75号議案

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市健康プラザの指定管理者の指定期間が平成29年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第3条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市健康プラザ

所在地 稲城市大丸1171番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社オーエンス

代表者 代表取締役 大木 一雄

所在地 中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで